

# 労務ROAD

□ 主な制度変更について

## 河 本 社 労 士 事 務 所

(編集担当:伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISOビル 7F Tel:06-6228-8555 Fax:06-6228-8556

### 主な制度変更について

平成 29 年 3 月以降に行われた重要な改定について主なものをまとめましたので、ご確認下さい。

項目	内容	実施時期	主な対象者
標準報酬月額 の金額改定	例えば大阪では、健康保険料率が 10.13% (改定前 10.07%) となる。	平成 29 年 3 月 1 日	健康保険の被保険者及び事業主
雇用保険料率の 改定	一般の事業の労働者負担が 3/1,000 (改定前 4/1,000)、事業主負担が 6/1,000 (改定前 7/1,000) となる。建設の事業の労働者負担が 4/1,000 (改定前 5/1,000)、事業主負担が 8/1,000 (改定前 9/1,000) となる。	平成 29 年 4 月 1 日	事業主、労働者
子ども・子育て 拠出金率の改定	児童手当の支給に充てられる同拠出金の拠出金率を厚生年金の標準報酬月額及び標準賞与額の 2.3/1,000 とする。(改定前 2.0/1,000)	平成 29 年 4 月 1 日	事業主
年金額の改定	年金額が月 64,941 円 (老齢基礎年金(満額)) となる。	平成 29 年 4 月 1 日	年金受給者
中小企業等に対 する被用者保険 の適用拡大	500 人以下の企業も労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働への社会保険の適用拡大が可能となる。	平成 29 年 4 月 1 日	1 週間及び 1 ヶ月の所定労働時間が通常労働者の 4 分の 3 未満の方
国民年金保険料	平成 29 年度の国民年金保険料が月額 16,490 円 (平成 28 年度より 230 円増額) となる。	平成 29 年 4 月 1 日	国民年金の被保険者
後期高齢者の保 険料軽減特例の 段階的な見直し について	所得の低い方の所得割の軽減を 5 割軽減から 2 割軽減とする。 元被扶養者の均等割の軽減を 9 割軽減から 7 割軽減とする。	平成 29 年 4 月 1 日	後期高齢者医療制度の被保険者
労災保険の介護 給付額の改定	○常時介護を要する方 最高限度額: 月額 105,130 円 (180 円の引き上げ) 最低限度額: 月額 57,110 円 (80 円の引き上げ)	平成 29 年 4 月 1 日	左記の給付の受給者
改正職業安定法 の一部施行	ハローワークでも職業紹介事業者に関する情報を提供する。	平成 29 年 4 月 1 日	事業主、労働者

【厚生労働省より】

仕事中に社長がケガをされた場合、補償(死亡・障害)は万全ですか？

詳細が気になった方、質問がある方は、河本社労士事務所併設の労働保険事務組合「葛城経営研究会(06-6228-8755)」へご連絡下さい！！